

令和2年度文部科学省税制改正要望事項

令和元年8月

1. 教育、科学技術イノベーション関係

- | | |
|--|----------|
| (1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大
(内閣府との共同要望) | 【所得税】 |
| (2) 個人が学校法人等に対して寄附を行った場合における税額控除の控除率の引上げ (内閣府、法務省、厚生労働省との共同要望) | 【所得税】 |
| (3) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
(経済産業省、内閣府との共同要望) | 【法人税等】 |
| (4) PFI法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置の延長 | 【固定資産税等】 |

2. スポーツ関係

- | | |
|--|-----------|
| (1) ゴルフ場利用税の非課税措置の拡充 | 【ゴルフ場利用税】 |
| (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが設置する新国立競技場に公共施設等運営権が設定された場合の税制上の所要の措置 | 【固定資産税等】 |
| (3) オリンピック・パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置の拡充 | 【所得税等】 |

3. 文化関係

- | | |
|---|----------|
| (1) 一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設 | 【所得税等】 |
| (2) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長 | 【固定資産税等】 |

4. その他制度改正に伴うもの等

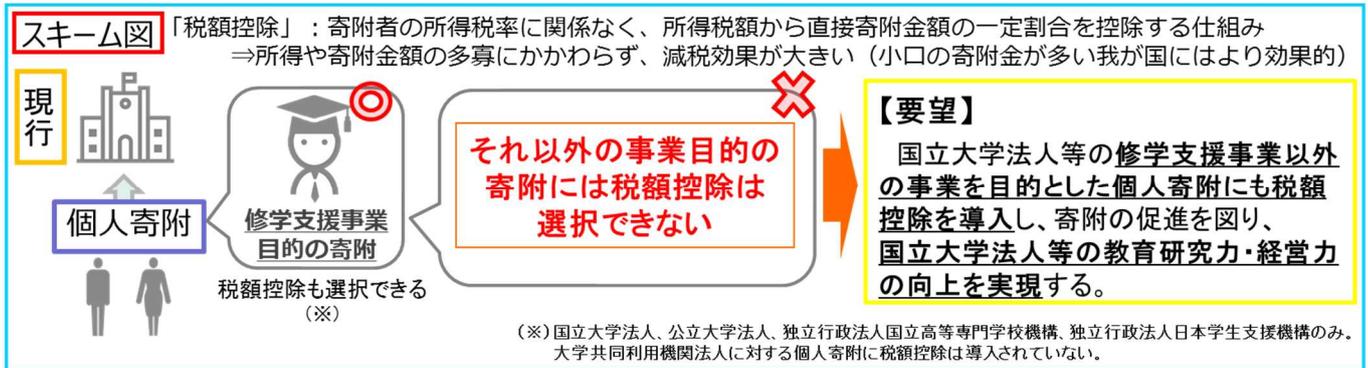
- | | |
|--|--------|
| (1) 高等学校等就学支援金制度の見直しに係る非課税措置等の所要の措置 | 【所得税等】 |
| (2) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長
(厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望) | 【法人税等】 |
| (3) 認定NPO法人等のPST算定における休眠預金等からの助成金の除外
(内閣府、法務省、厚生労働省との共同要望) | 【所得税等】 |
| (4) 私立学校法の改正に伴う税制上の所要の措置 | 【所得税】 |

令和2年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

1. 教育、科学技術イノベーション関係

(1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大（内閣府との共同要望）【所得税】

現在、国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対する個人寄附は、経済的理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業（以下「修学支援事業」という。）を対象とする場合に限り税額控除を選択できるところ、これらの機関及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）に対する修学支援事業以外の事業を対象とした個人寄附にも、税額控除を選択できるようにする。



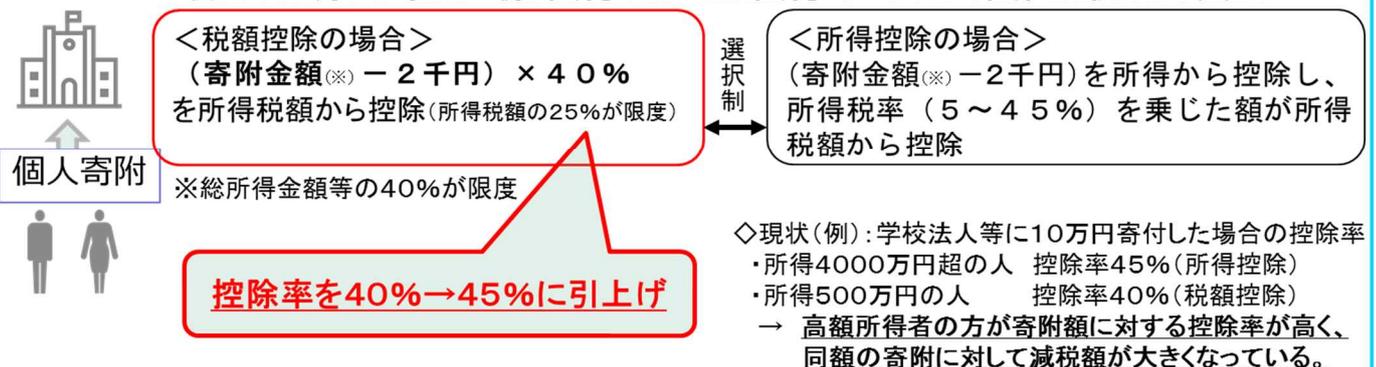
(2) 個人が学校法人等に対して寄附を行った場合における税額控除の控除率の引上げ（内閣府、法務省、厚生労働省との共同要望）【所得税】

現在、学校法人等（※）に対して個人が寄附をした場合には、寄附金額から2千円を差し引いた額の40%を所得税額から控除することが認められているが、個人寄附の促進を図るため、この税額控除の控除率を45%に引き上げる。

※公益法人、認定NPO法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうちPST要件を満たす法人、国立大学法人等の修学支援事業

個人寄附の寄附金控除の仕組み

学校法人等に対する寄附は「税額控除」又は「所得控除」のいずれかの控除を選択できる仕組み



(3) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（経済産業省、内閣府との共同要望）【法人税等】

現在、内閣府を中心として、科学技術基本法や科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律等が対象とする「科学技術」について、「人文科学のみに係るものを除く」旨の除外規定を削除する法改正を検討しており、改正された場合に、国の人文科学系の研究機関等についても研究開発税制（オープンイノベーション型）の対象とする。

オープンイノベーション型とは、企業が共同試験研究、委託試験研究などを行った場合、その試験研究に要した費用等に一定の控除率※を乗じた額を法人税から控除できる制度

企業



共同して試験研究を行う場合



外部に委託して試験研究を行う場合

国の研究機関、大学、民間企業等

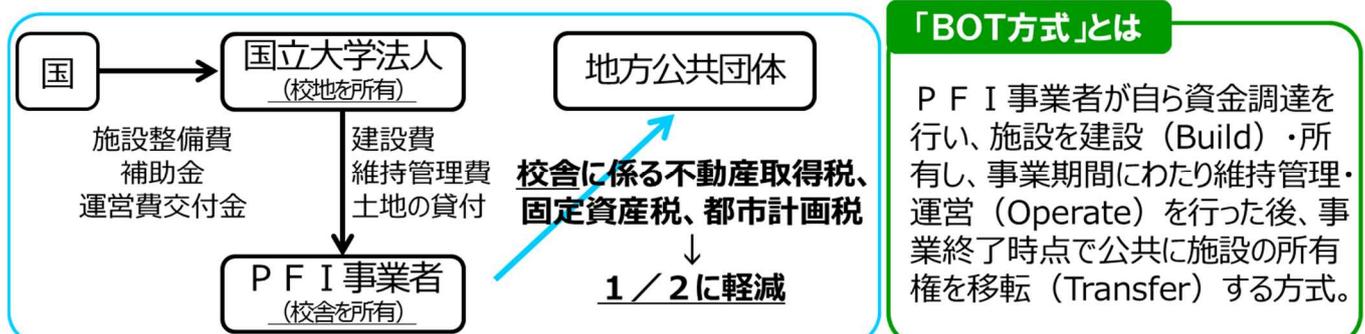


※控除率

対象となる費用	対象となる相手方	控除率
共同試験研究又は委託試験研究に要した費用	国の研究機関及び国立研究開発法人等	30%
	大学等	30%
	一定の研究開発型ベンチャー企業	25%
	上記以外の者	20%

(4) PFI法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置の延長【固定資産税等】

国立大学法人の施設整備に係るPFI事業（BOT方式）の選定事業者が、政府の補助を受けて選定事業により整備する校舎に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置（課税標準を2分の1）について、令和元年度までの時限措置であることから、本措置を延長する。



2. スポーツ関係

(1) ゴルフ場利用税の非課税措置の拡充【ゴルフ場利用税】

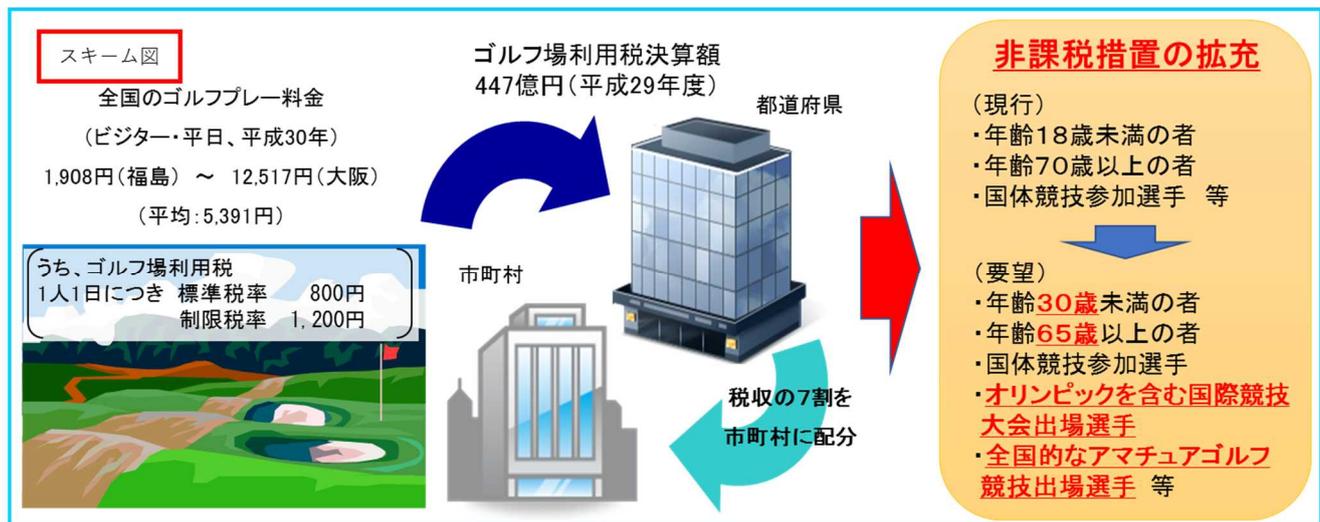
ゴルフは、大衆的に親しまれているスポーツであるとともに、五輪の正式競技にもなっている国民的スポーツである。一方で、スポーツの中でゴルファーにのみ、ゴルフ場の利用に際して課税されている状況であり、廃止の要望を行ってきた。

本税の扱いについては長期的に検討していくが、令和2年度税制改正要望においては、2020年東京大会の開催を来年に控えていることや、将来にわたるゴルフ人口の拡大、生涯スポーツとしてのゴルフ振興、健康寿命の延伸の観点から、現在の非課税措置の対象^(※1)のうち、「18歳未満の者」と「70歳以上の者」について、それぞれ「30歳未満の者」、「65歳以上の者」に対象を拡充するとともに、新たにオリンピックを含む国際競技大会出場選手及び中央競技団体が主催する、全国的なアマチュアゴルフ競技^(※2)出場選手への非課税措置を講ずる。

なお、その税収は自治体の一般財源となっており、市町村の貴重な財源となっていることから、本措置を講ずるに際しては税収の配分割合について配慮するものとする。

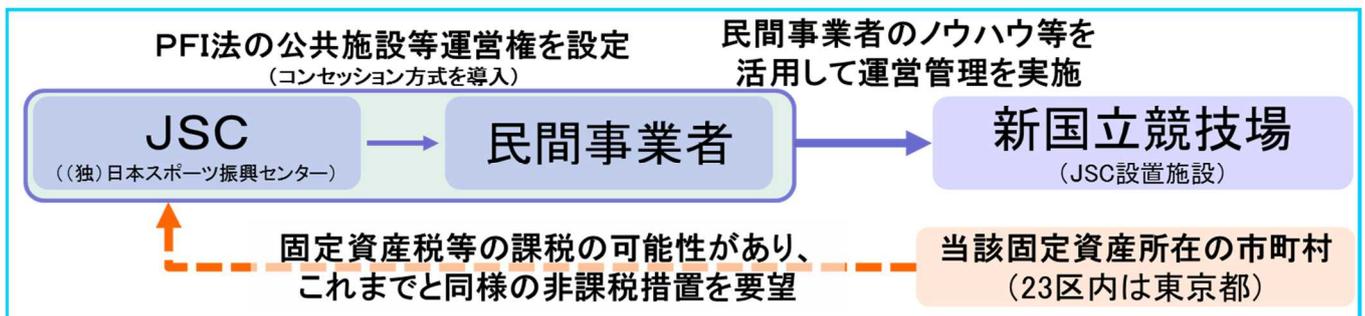
※1 現状、18歳未満の者、70歳以上の者、国体競技参加選手がゴルフ場を利用する場合等には非課税となっている。

※2 公益財団法人日本ゴルフ協会が主催する「日本アマチュアゴルフ選手権競技」等。



(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが設置する新国立競技場に公共施設等運営権が設定された場合の税制上の所要の措置【固定資産税等】

(独)日本スポーツ振興センター(JSC)が設置する新国立競技場の大会後の運営管理について、PFI法に基づくコンセッション方式を導入し、JSCが所有権を有したまま、JSCが定める運営方針の下で民間事業者のノウハウと創意工夫を活用した効率的で持続的な運営を行うこととし、その際の固定資産税及び都市計画税について、これまでと同様の非課税措置を講ずる。



(3) オリンピック・パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置の拡充【所得税等】

オリンピック競技大会について、(公財)日本オリンピック委員会(JOC)とその加盟団体がメダリストに交付する金品(報奨金)は非課税になっているところ、JOC加盟団体が交付する金品には非課税となる限度額があることから、この限度額を撤廃する。

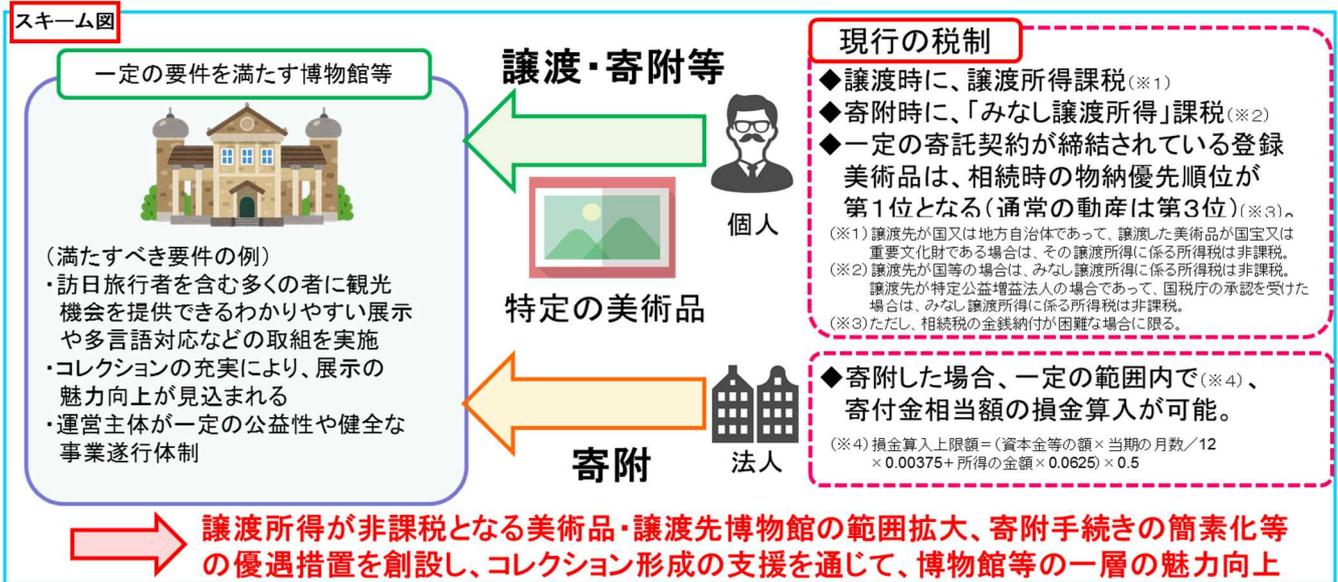
同じくパラリンピック競技大会について、(公財)日本障がい者スポーツ協会(JPSA)がメダリストに交付する金品(報奨金)のみ非課税になっているところ、JPSAの加盟団体が交付する金品についても全額非課税とする。



3. 文化関係

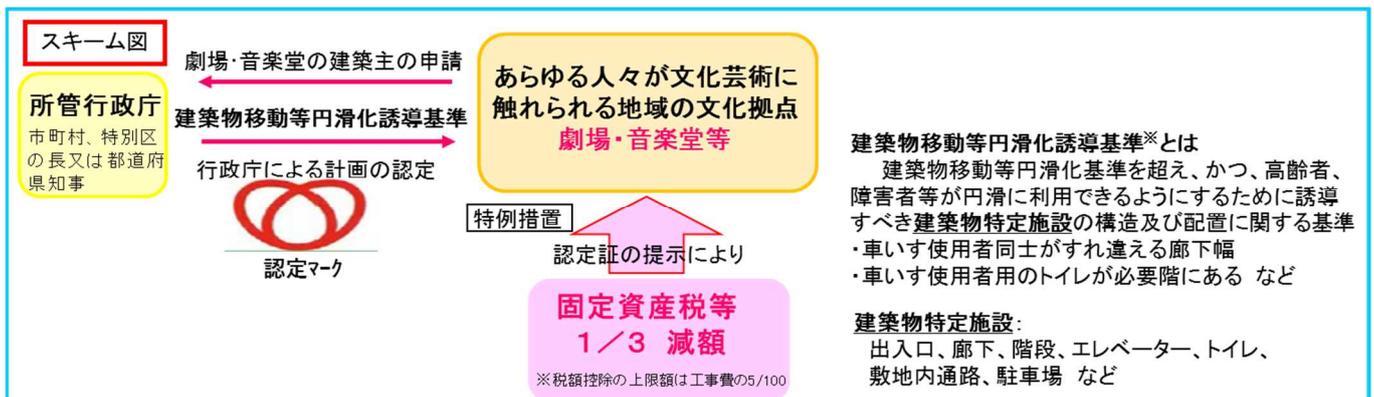
(1) 一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設【所得税等】

個人や法人が所有する文化的価値のある美術品等を博物館等に譲渡・寄附しやすくなる環境を整備することにより、博物館等と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進し、博物館等のコレクションの充実による一層の魅力向上を図るため、一定の要件を満たす博物館等に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置を創設する。



(2) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長【固定資産税等】

公益法人を含む民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準^(※)に適合するバリアフリー改修を行う場合において、固定資産税・都市計画税額を3分の1減額する特例措置については令和元年度末までの時限措置となっていたところ、本措置を延長する。



4. その他制度改正に伴うもの等

(1) 高等学校等就学支援金制度の見直しに係る非課税措置等の所要の措置【所得税等】

令和2年4月から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現するための制度の見直しに伴い、高等学校等就学支援金について、関連の法令改正を前提に、引き続き、非課税措置等の税制上の所要の措置を講ずる。

(2) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望）【法人税等】

退職等年金給付の健全な運営を確保し、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図るため、令和元年度末まで課税が凍結されている退職等年金給付の積立金に対する特別法人税を撤廃する。または、撤廃に至るまで、課税停止措置の延長を行う。

(3) 認定NPO法人等のPST算定における休眠預金等からの助成金の除外（内閣府、法務省、厚生労働省との共同要望）【所得税等】

休眠預金等活用制度に基づく交付金について、学校法人を含む公益法人等が個人寄附に係る税額控除の対象となるための寄附実績の算定式から除外する等の税制上の所要の措置を講ずる。

(4) 私立学校法の改正に伴う税制上の所要の措置【所得税】

私立学校法の一部改正より、学校法人においては役員報酬基準等の閲覧対象となる書類が拡大することに伴い、租税特別措置法施行令上の閲覧対象書類との整合を図る等所要の措置を講ずる。